



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1233	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	1
1234	生活保護法による施術機関の指定	(").....	1
1235	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	1
1236	道路の位置の指定	(都市政策課).....	2
1237	"	(").....	2
1238	都市計画の決定	(").....	2
1239	都市計画の変更	(").....	3
1240	"	(").....	3

告 示

和歌山県告示第1233号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年11月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新歯 45-23	新宮小渕歯科・矯正歯科	新宮市緑ヶ丘2-2-48	平成 23.11.1

和歌山県告示第1234号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年11月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新柔 11-23	松畑出	丹鶴鍼灸整骨院	新宮市新宮7684-48	平成 23.10.4

和歌山県告示第1235号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月29日

- 1 施行者の名称
田辺市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
田辺都市計画下水道事業 背戸川都市下水路
- 3 事業施行期間
自 昭和55年2月28日
至 平成28年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
高雄一丁目、湊字塔ノ内
 - (2) 使用の部分
高雄一丁目

和歌山県告示第1236号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成23年11月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3147	橋本市市脇三丁目307番の一部、310番の一部、313番1の一部、里道	橋本市東家5丁目4番1号 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	平成 23. 11. 18	5.00	31.04
				6.00	40.05
				5.00	33.09

和歌山県告示第1237号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成23年11月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3151	岩出市溝川字牛神174番1の一部、176番1の一部、172番17の一部、172番7の一部、水路	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 23. 11. 18	6.00	61.37
				6.00	65.45

和歌山県告示第1238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成23年11月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
御坊都市計画臨港地区 日高港臨港地区
- 2 都市計画を定めた土地の区域

御坊市塩屋町南塩屋字富島及び字須佐ノ本
塩屋町北塩屋字中濱
名屋町三丁目
美浜町大字濱ノ瀬字上東端、字下中通及び字浜
大字田井字堀田坪

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第1239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第1240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年11月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山市加太字蛭子町、字南仲丁、字北浜場、字新出、字山田東原及び字山田

磯ノ浦字浜開及び字外浜開

西庄字土井、字片山下、字岩ノ谷口及び字大神宮前

木ノ本字岩ノ谷

中字枇杷谷、字藤戸、字楠谷、字大原、字宇佐谷及び字峠原

栄谷字城谷及び字高塚

園部字天神墓

六十谷字笹谷、字妙見原、字観音原、字平ノ上及び字霊梅

直川字瀧ノ谷

湊字青岸坪

鳴神字清水谷

田尻字大谷山田

三葛字風呂山、字川原、字弁天山及び字中尾

雑賀崎字泊り新開及び字永尾西原

西浜字中川向井ノ坪の各一部（地先含む。）

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課